

軍事基地跡地コンバージョン研究のめざすもの

——軍用地コンバージョンの日独比較研究（1）——

難波孝志

目次

1. はじめに
2. 軍用地コンバージョン研究の学術的背景
3. 研究方法と経過
4. 軍用地コンバージョン研究の現時点での成果
5. 今後の課題とその解決に向けて

キーワード：軍事基地跡地，軍用地コンバージョン，ドイツ，軍用跡地利用

1. はじめに

日本-ドイツ連邦共和国（以下ドイツと記す）両国は、戦後自国内に広大な他国の軍事基地が建設されてきた。日本、特に沖縄では、1998年以降米軍基地の存在に対する補償型振興計画の導入によって、開発過剰の状態が蔓延している。加えて2012年の沖縄振興特別措置法の改正および跡地利用特措法によって、補償型の軍用地跡地利用が開始された。広大な普天間飛行場の返還を控えて、これら補償型公共事業は地域社会をさらに過剰な開発へと導くのではないか。このことへの疑問が本研究の出発点である。他方、世界で最多かつ最大の他国軍（アメリカ軍、イギリス軍、フランス軍、ベルギー軍、オランダ軍、カナダ軍、そしてソヴィエト軍などの同盟国軍）軍事基地が建設されたドイツにおいても、東西冷戦終結直後から軍用地コンバージョン-ドイツでは軍用地跡地利用を、軍用地コンバージョンということばで示す-が進行中で、ドイツはその先進国と言うこともできる。さらに、日本における近代都市計画制度は、ドイツからの制度輸入によって形づくられてきたという歴史も持つ。これが、日独比較研究を行うことの意義である。

2013年4月の沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（図1）によると、481haにおよぶ宜野湾市の普天間飛行場は、2022年またはそれ以降に返還の予定であるが、実際には、基地が返還され跡地利用工程が開始されるのが大幅に遅延するであろうことは容易に想像できる。ひとつは、幾多の基地返還が遅延してきたという先例によるが、普天間飛行場の返還に際しては、これに代わる施設として、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することを条件としていて、着工後も建設に対して反対運動が存在しているばかりか、当該自治体の首長や議会も反対の立場を崩していない。市街地に立地する普天間飛行場は、本当に返還されるのだろうか疑問にさえ思える。



図1 嘉手納飛行場以南の土地の返還（統合計画）

出典) 防衛省・自衛隊ホームページ

2016年8月、ドイツにおいて軍用地コンバージョンの調査研究を開始した。軍用跡地の再開発を取材し始めてすぐに、軍用地跡地利用の根本に関わる大きな疑問が湧き出した。まず第1が、ドイツにおける基地に対する反対運動についてである。ドイツにおいても日本と同様に基地に対する反対運動は存在するが、それは環境問題や核兵器の持ち込みについてであって、基地の存在や基地の移設についてではないということである。つまり、日独の『基地なるもの』に対する意識の差異というテーマである。ここでは『基地なるもの』に対する意識に焦点を当てよう。

第2に、聴き取りを行ったほとんどの都市計画担当者が、ドイツの軍事基地はそのほとんどが国有地であると答えたが、それに対して日本の基地がなぜ民有地なのかという点である。底地が国有地であれば、簡単に公共事業を計画し公共施設を建設できるが、日本では底地が民有地であるからこそ、軍用地主は跡地利用によって現行の軍用地料よりさらに高い収益を追求することから、借地料問題が生じて跡地利用が進まないという点である。

第3に、どの都市計画担当者も決まって、コンバージョンの質問に対して、ドイツの都市計画法やB-プランやF-プランの説明を始めた点である。跡地利用はすべて通常の方法にしたがって処理されるというのだ。言うなれば、ドイツにおける軍用地跡地利用は、廃業になった工場跡地や使われなくなった公共施設の跡地利用と何も変わらないのである。ドイツでは、基地跡地利用が通常の行政的な手続きを踏めば展開可能であるのに対して、日本では特別措置法によって跡地利用がその時々で自由に変更可能なのである。言い換えれば、日本は、跡地利用が敢えて政治論争になるように仕組みられているということである。

以上のような問題意識のもとに、跡地利用プロセスの日独比較を行う。日独比較を行うに際して、普遍レベル、特殊レベル、個別レベルの3レベルを設定し、まずは普遍レベルからの比較を始め、特殊レベル、個別レベルへと議論を進める。そして、最終的には、これらの議論を通じて、わが国の今後の公共事業政策に資することを目的とする。

本稿の流れを記しておこう。次章では、軍用地コンバージョン研究の学術的な背景を紹介する。その上で、3章では研究方法を提示し、研究経過を報告する。4章では、本研究で現在までに得られた一定のファインディングスをまとめる。そして5章では、今後の課題とその解決に向けた方策を示す。

2. 軍用地コンバージョン研究の学術的背景

本研究は、2010年度から一貫して行ってきた沖縄の振興開発研究の延長線上にある。方法論上は、ドイツにおける他国軍の軍用地コンバージョンの研究を行うのであるが、その最大の目的は、沖縄の振興開発と基地跡地利用問題を、ドイツとの比較の中で照射し、ひいてはそれらの結果を、わが国の今後の公共事業政策のあり方の検討に資することにある。第2次世界大戦の敗戦国である日独（日本—ドイツ）両国は、戦後自国内に広大な他国の軍事基地が建設されてきた。これら広大な基地のコンバージョンは、基地が存在していた地域社会住民の地域生活を根底から変動させた。

沖縄においては、軍用地コンバージョンは、これまでの沖縄の基地依存体質を変える方策として全国から注目されている。2013年度から実施したJSPS 科研費調査「沖縄振興の計画と現実—返還跡地再開発をめぐる合意形成と公共性—」（2013～2016年度）においては、沖縄社会の軍用跡地再開発に対する合意形成とその公共性意識に焦点を絞って分析してきた。そこでは、沖縄の過剰開発の現状を目の当たりにした。そして、跡地利用をめぐる関係アクター間の葛藤およびそれに伴う諸政策の問題点について指摘した（難波 2015）。公共性の名のもとに、軍用跡地再開発の葛藤を除去しようとする、基地依存体質からの脱却どころか、さらに依存度の高い過剰開発を進めるのである。つまり、補償型の公共事業は、地域社会を過剰な開発へと導くのである。果して沖縄では、2016年度から基地底地の公共用地としての取得が勢いを増している。

ドイツは、東西冷戦時代には、旧西独（ドイツ連邦共和国）と旧東独（ドイツ民主共和国）に分裂していて、両国が東西陣営のぶつかり合う軍事境界線上に位置していた。したがって、旧西独には、米軍のみでも世界で最多かつ最大の軍事基地が建設されたが、加えて、イギリス軍、フランス軍、ベルギー軍、オランダ軍、カナダ軍など、他の同盟国の軍事基地が建設された。他方で、旧東独には、旧ソヴィエト軍の軍事基地が多数建設されることになった。1989年のベルリンの壁崩壊以降、冷戦時代に建設された他国軍の基地は不要になり、それらは急激な勢いで返還されてきている（図2）。そういった意味では、ドイツは軍用地コンバージョンにおいて先進国と行うことができよう。翻って、日本における近代都市計画制度は、欧米先進国、特にドイツからの制度輸入によって形づくられ、今日にいたっている（難波 2012, 渡辺 2003）。都市再開発研究においては、原型となった



図2 ドイツにおける軍用地コンバージョンの重点的な事例
 出典) Bundesministerium für Verkehr, Ban und Stadtentwicklung,
Praxisrateber Militärkonversion (2004)

計画制度に立ち返り，輸入され制度化された計画とその現実を比較することも不可避である。ここに軍事基地跡地再利用における日独国際比較研究の意義を見出すことが出来る(難波 2005)。

比較都市社会学の立場で軍用地コンバージョンを考えた場合，比較対象に対する把握レベルとして3レベルを設定することができる。すなわち，普遍レベル（共通性），特殊レベル（類的特性），個別レベル（事例特性）の3レベルである（図3）。まず第1の普遍レベルは，国際的な地域の軸に影響を受けず，世界のどこでも存在する普遍的な共通性を見出すことのできるレベルである。第2が，特殊レベルである。特殊レベルとは，第1の普遍レベルを前提としつつ，ヨーロッパ的，ドイツ的，日本の状況といった類的な特性を抽出するレベルである。今回，日独両国の軍用地コンバージョン事例を比較検討するが，それぞれの国における類的次元の記述，分析による特殊レベルの特性がそれにあたる。第3が，個別の事例まで降りて，対象の具体的比較を行うレベルである。このレベルは，個別

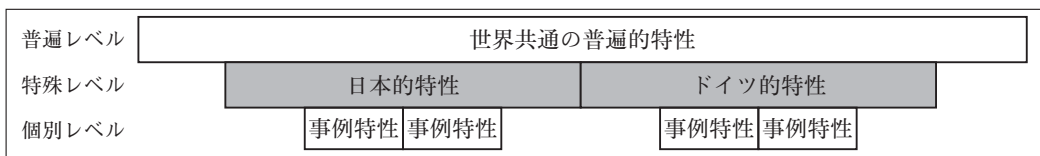


図3 軍用地コンバージョンの国際比較概念図

事例ごとの特質、差異点を見出す。3レベルの分析を経て、初めて対象の特性に関する因果的説明が可能となるのだ（神谷 1997）。

本稿では、まずは両国の軍用地コンバージョンの普遍レベルにおける共通性を探っていく。多くの社会科学における比較研究の目的は、自己に対する他者の差異の抽出、自他の特殊性の発見のみが強調される。しかしこの立場は、差異ないし独自性が持続的であることを前提とするのであって、時の経過とともに消滅する可能性を看過するのだ。元来、本質的・構造的な因果関係を見出すためには、まずは両者の間の共通性を見出し、その後に差異を慎重に説明しなければならないのである（神谷 前掲）。次に、個別レベルでの差異の抽出である。この作業まではドイツでの聴き取り調査によって結果を得る。最も大事なことは、特殊レベルでの差異の抽出とその適用可能性の検討である。慎重かつ的確にその特性を追及しなければならない。

沖縄社会における基地問題およびその政治過程をテーマとした論考（宮本他『沖縄論』2010、宮本他『沖縄：21世紀への挑戦』2000、などが代表的）は、これまでも数々見られたが、軍事基地返還跡地再利用の過程を扱った社会学的なアプローチは、本研究のベースとなった JSPS 科研費「沖縄振興の計画と現実－返還跡地再開発をめぐる合意形成と公共性－」が日本初の研究であった（難波 2014, 2016）。本稿は、それをさらに進化させてドイツにおける他国軍軍事基地跡地のコンバージョンの意義について、日独比較の中で論じようとするものである。そして、日独両国における軍事基地跡地再開発に関する新しいモデルの構築を目指す。

2015年度夏時点でのベルリンの州立図書館、ドルトムント工科大学図書館での予備的資料蒐集や、ドルトムント工科大学での研究交流などの事前調査では、ドイツにおける軍事基地跡地のほとんどで、パブリック・セクターによる再開発が行われていることがわかった。そこにプライベート・セクターが入り込む余地はない。それにしても、ドイツでは軍事基地の土地をどのように公有化したのであろうか。

沖縄においても米軍統治下において、米軍基地の買い取りは議論の俎上に載せられた。しかし、1952年からの「島ぐるみ土地闘争」によって、米軍基地の土地が一括購入されることはなく、土地を強制的に奪われた住民の権利は守られたのである。1972年の沖縄本土復帰以降、日本の中央政府も地方政府もこれらの土地を公有化しようとする動きを見せたことはなかった。つまり、ドイツと日本の都市計画における（公共性に対する）理念の根本的な差異が認められるのである。ここに軍事基地跡地利用をめぐる日独比較研究の学術的意義が存在するのである。

3. 研究方法と経過

2016年9月1日～2017年8月31日のドイツ・ドルトムント工科大学への長期出張を活用して、本研究に取り組んできた。本章では、現時点までに行ってきた研究の方法と調査研究の経過を紹介する。

(1) 日独比較研究のための分析枠組み検討, 調査項目の検討・作成

ドイツ調査へ向けて、主に軍事基地跡地再開発の日独比較研究のための分析枠組み検討、調査項目の検討・作成を行った。その上で、ドイツの事前資料蒐集を行った。他方で、日本の沖縄に関しては、2013年からの JSPS 科研費調査において、すでにある程度の調査結果を得ていたため、ドイツとの比較の対象としてこれらのデータの整理を行い、ドイツとの比較調査へ向けた指標作成を行った。具体的には、以下の3つの指標に重点をおいて調査することにした。

- ① 日独の法的・制度的な問題
- ② 基地に対する意識の問題
- ③ 土地に対する意識と国と市町村の権限の問題

以上の3点である。

(2) 調査候補地の選定, 調査地点のエクステンシブなデータ収集

2015年に行った事前の予備的調査において、2013年に返還されたハイデルベルク市の米軍基地跡地をその候補として推薦されたが、そこでは多数の難民（シリアをはじめ中東からの）を受け入れ、彼らがそこに暮らしているのを目の当たりにした。これもまた、パブリック・セクターによる再開発であるからこそ可能な所作なのであろうか。このような関心のもと、ドイツ到着後は、まずは本研究に適合した会議時通訳の人選を開始し、同時にドイツにおける軍用地返還の統計的把握、調査候補地の選定に着手した。ただ、本研究のテーマの特異性によるのであろうか、候補地の選定および通訳者依頼に予想外の時間を要した。そこで、まずは日本からは利用することのできない大学研究ネットワークをフルに活用して軍用地跡地再開発に関する資料蒐集を行うとともに、大学や公共図書館等における資料蒐集、通訳を伴わない英語による独自の聴き取り調査を行うことに重点を置いた。結果的に、ドイツ滞在の前半では、ドイツにおける軍用地返還跡地再開発に関するエクステンシブなデータ収集を行うことができた。

(3) 調査地点に関する聴き取り調査, インテンシブなデータ収集

これらの細かな計画の修正によって、順調に軍用地跡地再開発が行われている事例や再開発が滞っている事例、アメリカ軍基地跡地、イギリス軍基地跡地などのポイントについて検討の結果、最終的に2か所の事例調査候補地を選定した。バーデンビュルテンベルク州のハイデルベルク地区とノルトライン・ヴェストファーレン州のドルトムント地区 (Stadt Dortmund Stadtplanungsamt 2004) の2地点である。候補地確定後は、候補地所在の図書館における資料蒐集、対象地域・対象都市の歴史的背景の把握、経済・社会的実態の把握などを行った。また、再開発に関係する機関などへの聴き取り調査を実施し、再開発の投資実態把握、再開発関係資料収集を行った。

4. 軍用地コンバージョン研究の現時点での成果

ドイツにおけるアメリカ軍基地跡地やイギリス軍基地跡地に焦点を当てて、ハイデルベルクおよびドルトムントの2か所の事例について現地調査を実施してきた。日独両者の軍用地返還跡地の再開発の事例をもとに、日独比較を行った結果、現在までに得られた以下3点の知見をまとめておく。

(1) 日独の法的・制度的な問題

日本の特に沖縄における軍用地返還跡地の再開発においては、2012年の民主党政権時代に改正整備された「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（跡地利用特措法）」がその根拠規定となっている。もとを正せば、返還跡地の大規模な再開発が具体化し認知され始めたのは、1995年、村山政権当時の「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（返還特措法）」施行当時からである。

このように日本において、法的・制度的に特別措置として扱われてきた軍用地返還跡地再開発について、ドイツの専門家に聴き取りを行って、最初にぶち当たった壁が、彼らからの「なぜ軍用地返還跡地再開発が特別な措置なのですか？」という質問であった。つまり、ドイツにおいては、軍用地返還跡地再開発は、通常の都市計画法のもとB-プラン、F-プランと呼ばれる地区詳細計画を作成し、その計画通りに再開発が実施されるのである。言うなれば、ドイツにおける軍用地返還跡地再開発は、公共グラウンドや体育館の跡地再開発、あるいは工場の跡地再開発と何ら変わりなく実施されるということである。むしろ、彼らからすれば、なぜ軍用地が特別措置の対象となるのかが理解できないという反応であった。軍用地返還跡地を単に公有地として扱うドイツと、米軍基地という特別な土地として扱う日本の差異を見出すことができよう（現地における聴き取り調査から）。

戦後、沖縄は米軍によって占領され沖縄全島が軍事基地として機能し始める。少しずつ帰宅・居住が許され、長い年月をかけて徐々に返還されて、現在の姿になった。沖縄の戦後の歴史を顧みると、それは軍用地返還の歴史であったと言っても過言ではない。つまり、沖縄の軍用地返還の歴史は、ドイツのそれと同じように長い歴史を持つ。にもかかわらず、日本では沖縄の米軍基地跡地に対しては、特別な措置が講じられる。

そこには日本の軍用地返還跡地再開発に込められた戦略的な意図があることを見逃してはならない。ドイツでは、軍用地が返還されれば、粛々として行政的な措置が行われるのに対して、日本では、軍用地が返還される度に、政治的な課題として取り上げられ、政争の種として扱われることが、このシステムには最初からビルトインされているのである。そして、政争として大きく取り上げられれば取り上げられるほどに、巨額の公的資金が動いてきた。その結果として、開発過剰の状態が続いてきたのである。

(2) 軍事基地に対する意識の問題

それでは、なぜ、ドイツでは軍用地を単に公有地として扱うのに対して、日本では特別

措置の必要な特別な土地として扱うのであろうか。ドイツでの聴き取り調査におけるもうひとつのエピソードを紹介しておこう。ドイツにおいて基地周辺で抗議活動を行っている団体に対して聴き取りを申し入れた際の、選定したインフォーマントの対応であるが、彼らは基地内の環境問題や、米軍による核兵器の持ち込みに対して抗議活動を行うが、新基地の建設や基地の増改築に対しては、全く抗議を行わないというのである。すなわち、彼らによればドイツは第2次世界大戦における敗戦国であって、戦勝国の基地は無条件で受け入れなければならないというのだ。ドイツ国民にとって、基地の存在は所与のものであると考えてもよいと言うのだ。1880年代以降、ドイツでは軍事基地が建設されるが、ナチスの時期に最もたくさんの基地が建設された。第2次世界大戦後もこれらの基地は解体されることなく、東西冷戦時代を経てそれらは存続されてきたのである（聴き取り調査による）。

研究目的のところで示した軍用地の公有化について話を戻そう。ドイツでは軍事基地の土地をどのように公有化したのであろうか。もともとナチス軍が使用していた土地を、戦後アメリカ軍が使ったという事例が多いようではあるが、1945年以降、軍用地は国が買い取って国有地とすることを決めた。その後、軍隊の必要性から基地建設が行われるが、その土地は強制的に国によって買い取られたという歴史があるという。加えて、基地の存在は国防上不可欠である、というのが聴き取りを行った全インフォーマントの共通認識であった。むしろ、彼らから日本ではどうして軍事基地の移設に反対することが可能なかと問われる場面さえあった（聴き取り調査による）。ドイツでは戦後、他国軍の受け入れが行われるが、他国軍によって守られているという感覚のもと、むしろ他国軍を歓迎する意識が強かったと考えるのが妥当であろう。

他方、日本では、有事の際には基地の存在はそこを標的として爆撃の対象となるので、基地は危険を導く有害な迷惑施設である、というのが通説のようになっている。また、基地問題を原発問題と同じように論じる書籍も多数存在する。だからこそ、年間1千億円にもぼる軍用地主に対する軍用地料の支払いはその値段が下がることなく継続されているのであり、そして、軍用地跡地が返還された際には、その土地が使用可能になるまで、かつての軍用地主に対して手厚い措置が講じられるのだ。これが特措法による特別な処理を行うことの根拠となってきたのである。

（3）土地に対する意識と国と市町村の権限の問題

そもそもドイツには、1800年代初頭から始まったBプラン（Bebauungsplan）と言われる道路網を中心にした地区計画制度が存在する。基地の建設も解体も、すべてこのBプランによって制御されている。もちろん、Bプランは市民対話を最優先にしながら、市町村が策定する。これが基礎自治体の最も重要な仕事のひとつであって、国は一切その策定には関与できない。日本のような特別措置法の制定によって、国が主導するような措置は許されないのである。たとえその土地が軍用地のような国有地であったとしても、である。例えば、ヘッセン州のダルムシュタット市の軍用地コンバージョンでは、国有地である軍

用地に、国が付加価値を付けて再開発を行おうとしたが、市は、自治体が都市土地利用計画を策定しそれを実施する最初の権利を有するとして、これを拒絶し再開発を許可しなかったという事例も存在する（ダルムシュタットのコンバージョン：<https://www.darmstadt.de/standort/stadtentwicklung-und-stadtplanung/konversion/>, Wissenschaftsstadt Darmstadt 2017）。つまり、軍用地コンバージョンの最終的な権限は、基礎自治体が有しているのである。

日本においては、1980年の都市計画法の改正によって、地区計画制度が盛り込まれた。この制度設計は、ドイツのBプランを参考にしたと言われている。日本においてもドイツ同様に地区計画の最終権限は、自治体が有することになっている。また、2000年からの地方分権改革によって、地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等が図られてきた。国と地方自治体の権限は、基本的に対等関係にある。そのような状況の下で、こと軍用地あるいは軍用地跡地についてのみ、沖縄についてのみ、特別な措置が行われているのである。

以上から、日本の特に沖縄の軍用地および軍用地返還跡地は、ドイツと比較を行うことによって、特別かつ特異な運用がなされていることが浮き彫りになり、その特殊性が際立つのである。

5. 研究の課題とその解決に向けて

ここまで本稿では、エクステンシブな調査データの収集および、インテンシブな調査の初期段階において明らかになってきた項目について、現時点で報告できる点に集中して論じてきた。最後に、以下3点を今後の課題および執筆計画としてここに紹介しておきたい。

(1) ドイツにおける事例の詳細な分析

1年間という限られたドイツ滞在期間の中で、ドルトムントとハイデルベルクという2つの事例を中心に調査研究を進めてきた。両事例の詳細については、別稿で詳述する。

さらに、本調査では、研究事例をドイツ滞在先の近郊に設定したことによって、旧アメリカ軍基地および旧イギリス軍基地の返還跡地に限られてしまった。今後、もし可能であれば、これらの事例とは別に新たにフランス軍基地跡地の再開発や、旧ソ連軍基地跡地再開発についても、事例研究の範囲を広げていきたい。旧東ドイツにおける軍用地跡地再開発の事例からは、また新たな知見を得られることは間違いないであろう。

(2) 「基地なるもの」に対する意識の形成過程

日独の『基地なるもの』に対する意識の差異というテーマを取り上げたが、その形成過程に立ち戻るなら、これは日本のアメリカと結んだ地位協定の問題である。ドイツが同盟国としてNATO加盟国のうち西ドイツに駐留軍を派遣する諸国と締結したドイツ駐留NATO軍地位補足協定と、日本がアメリカと締結した在日米軍地位協定との対比の中で、基地の使用と返還について考えなければならない（本間 2004）。

(3) 地方分権下における基地返還後の意思決定過程

最後に、制度的な地方分権と、実質的な国庫補助金による自治体の政策誘導に関してである。軍用地コンバージョンが日本においては、特別措置法によって例外的に進められることはすでに述べた。もとより、沖縄振興そのものが国庫補助金に裏打ちされて、特別措置法によって例外的に進められてきた。しかしそれは、地方分権の形骸化を招くことになりかねない。ドイツの軍用地コンバージョンの事例を参照しながら、日本の地方分権について再考していく。

参考文献

- Bundesministerium für Verkehr, Bau und Stadtentwicklung, 2013, *Praxisratgeber Militärkonversion*.
 Fernando, Carsten Lottner, 2009, *Konversion militärischer Liegenschaften in schrumpfenden Städten*, VDM Verlag Dr. Müller.
- Goren, Lilly J. 2003, *The Politics of Military Base Closings*, Peter Lang.
- 本間浩, 2004, 「ドイツ駐留 NATO 軍地位補足協定に関する若干の考察—在日米軍地位協定をめぐる諸問題を考えるための手がかりとして—」『外国の立法』221。
- 神谷国弘, 1997, 「老朽密集市街地の再開発をめぐる日独比較」中野三郎監修『人間と地域社会』学文社。
- 宮本憲一他編, 2000, 『沖縄：21世紀への挑戦』岩波書店。
- 宮本憲一他編, 2010, 『沖縄論—平和・環境・自治の島へ—』岩波書店。
- Müller, Laura, 2014, *Bundeswehrreform und Konversion*, Springer Gabler.
- 難波孝志, 2005, 「都市再開発の日独比較研究序説 (2)」『名古屋短期大学研究紀要』43号: 131-144。
- , 2012, 「地域自治組織再編への欧米モデル適応の妥当性」『大阪経大論集』第62巻5号: 7-14。
- , 2014, 『沖縄振興の計画と現実—返還跡地再開発をめぐる合意形成と公共性—』平成25~27年度 JSPS 科研費 課題番号「25380719」研究成果中間報告書 第1輯 研究代表者 難波孝志。
- , 2015, 「沖縄返還跡地再開発論へ向けた素材考察—軍用地と沖縄地域社会—」『大阪経大論集』第65巻第5号, 大阪経大学会: 1-18。
- , 2015, 「沖縄軍用跡地の過剰開発プロセスにおける自治体の役割」『日本都市社会学会年報』33, 日本都市社会学会編: 123-141。
- , 2016, 『沖縄振興の計画と現実—返還跡地再開発をめぐる合意形成と公共性—』平成25~27年度 JSPS 科研費 課題番号「25380719」研究成果報告書 第2輯 研究代表者 難波孝志。
- , 2017, 「沖縄軍用跡地利用とアソシエーション型郷友会—郷友会組織の理念と現実—」『社会学評論』Vol. 67, No. 4, 日本社会学会: 383-399。
- Prediger, Nicole, 2007, *Konversion im Spiegel städtischen Flächenmanagements am Beispiel der Pioneer Kaserne in Hanau*, GRIN Verlag.
- Stadt Dortmund Stadtplanungsamt, 2004, *Masterplan Mobilität Dortmund 2004*.
- Wissenschaftsstadt Darmstadt, 2017, *Broschüre Konversion Wissenschaftsstadt Darmstadt -*

Entwicklung ehemals militärisch genutzter Flächen im Stadtgebiet, Stand 09/2017.

なお、本稿は JSPS 科研費 16K04124, 公益財団法人大林財団の助成を受けたものである。